

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年 11月 11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第4号

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「同じ。）」の右に「(その写しを含む。以下同じ。))」を、「の証明書」の右に「(その写しを含む。以下同じ。))」を加え、同項第2号中「印鑑登録証明書」の右に「(その写しを含む。以下同じ。))」を加える。

第20条に見出しとして「(指名競争入札の参加者の資格の告示)」を付する。

第30条の4第1項中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

第30条の11第1項第7号中「第7条」を「第6条」に改め、同条第2項中「ついては」を「ついて」に改める。

第30条の13第2項第1号中「の選定」を削り、同項第2号中「の設定」を削る。

第33条第2項中「も、管理者がその必要がないと認める場合を除くほか、契約の適正な履行を確保するため」を「特に必要と認めるときは」に、「を徴するものとする」を「の提出を求めることがある」に改める。

第35条第3号中「その者が落札者となったにもかかわらず」を「当該契約の相手方が」に改める。

第47条の前の見出しを削り、同条の見出しとして「(契約変更)」を付する。

第47条の2を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部契約会計課)